

入札（見積合せ）に参加する皆様へ

平成 31 年 4 月 26 日

各 位

公益財団法人北海道農業公社

公社営農場リース事業に係る申立書の提出について

公益財団法人北海道農業公社が発注する公社営農場リース事業において入札に参加しようとする場合は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第 10 の 3 に基づき、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていないことが求められております。

そのため、公社営農場リース事業の入札に参加する場合は、下記の書類を提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 契約に係る指名停止等に関する申立書（別記様式第 3 号）

2 提出日時及び提出場所

- (1) 提出日時：設計図書の閲覧時
- (2) 提出場所：当該支所 業務農地課

別記様式第3号（第10の3、第23関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

公益財団法人北海道農業公社 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の【工事請負】契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から【工事請負】契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）委託業務と農業用機械については、【工事請負】を【物品・役務】とすること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。